

自衛隊への名簿提供の中止を求める陳情

令和7年2月10日 受理
令和7年3月18日 付託 総務委員会

提出者
札幌市豊平区
松尾 香苗

(要 旨)

札幌市は、令和7年4月2日から令和8年4月1日までの間に満18歳及び満22歳となる男子及び女子について、自衛官及び自衛官候補生の募集対象者として、自衛隊札幌地方協力本部の要請に応じて、住民基本台帳に記載されている住所、氏名、生年月日、男女別の情報を紙媒体または電子媒体で提出することを止めて下さい。

(理 由)

1 住基法の個人4情報と自衛隊による閲覧・名簿提供の経緯について

- (1) 住民基本台帳法（以下、「住基法」と言います）に基づいて住民の個人情報を管理することは、地方自治体の基本的かつ重要な責任です（同法第3条。地方自治法第1条の2）。

平成18年11月に改正住基法が施行される以前は、住民基本台帳は市民も自衛隊も閲覧することができました。自衛隊はそれを利用しており、自衛隊法など他の法律の根拠は問題になっていませんでした。

しかし、情報化社会が高度に発達してくる中で、プライバシーが「個人の尊厳」をなす重要な人権であることが認識され、その保護にとどまらず国家や企業などによって不利益な使い方をされないように主体的に関与する権利（「自己情報コントロール権」あるいは「情報の自己決定権」）が認められるようになりました。

こうして、平成18年11月から住基法の個人情報は原則非公開へと180度転換され、このとき自衛隊も市民と同じ立場になりました。

- (2) この改正で、住基法は第11条1項で、国又は地方公共団体の機関が「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」に、住所、氏名、生年月日、男女別の個人4情報に係る部分の写しの「閲覧」のみ可能としました。

この例外の「法令」は、犯罪捜査、税務調査、民事裁判、児童の保護等広く社会全体の利益に該当する個別的に限定されたものでした。従って、自衛隊法第97条1項及び同施行令120条が定める「募集に関する事務」がこれに該当し、同年齢の市民全部の個人情報を丸ごと自衛隊に提供する根拠法律になるとは誰も考えていませんでした。

- (3) ところが、令和元年1月30日、安倍晋三首相が衆議院本会議で「防衛大臣からの要請にもかかわらず、全体の6割以上の自治体から、自衛隊員募集に必要となる所要の協力が得られていません」と発言したことを契機に、令和3年2月5日付けで防衛省・総務省の課長通知が発せられ、自衛隊法第97条1項の「自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務」として同法施行令第120条の「必要な報告又は資料の提出を求めること」が、住基法第11条1項の例外規定にあたり、閲覧だけでなくデータ等での名簿提供も求め得るとしました（通知は、運用解釈を示したもので、法律ではありません）。

しかし、自衛隊法第97条1項及び同施行令第120条は、同法が制定された昭和29年から存在し、住民基本台帳法の制定は昭和42年ですから、住基法の個人情報の閲覧や提供は、自衛隊法としては初めから対象外の問題です。

内容的にも、自衛隊法が授権する同法施行規則は、第21条～27条の2で採用事務（原則試験による）について規定するのみで、募集に関する定めはありません。その下位規範である「2等陸士、2等海士及び2等空士たる、自衛官の募集及び採用に関する訓令（昭30.12.28防衛庁訓令第80号）」では、第2条（1）で『募集業務』とは、募集に関する計画及び広報、志願受付、並びに試験を行うことをいう」と定め、その詳細な実務規定を定めています。このように、自衛隊法は、自治体が個人情報を提供して求人活動に協力することは想定していません。

- (4) 以上のとおり、旧住基法の下で自衛隊に認められていた個人情報の閲覧は平成18年11月の改正でできなくなっており、令和3年2月5日付けの防衛省・総務省の課長通知は、失った梯子を、もともと関係のなかった別の梯子に付け替えるもので、法律による行政の原則に反するものです。

また、札幌市は、自衛官等の募集業務（名簿提供）は「法定受託事務」だと説明（令和6年5月11日、札幌市長の戦争をさせない市民の風・北海道に対する回答書）しますが、施行令第162条が同第120条を「法定受託事務」とする規定は、前述した自衛隊法制定当時の政令・規則・訓令が定める事務のことであって、個人情報を提供して求人活動に協力することまで含むものではありません。

住基法に基づき住民の個人情報を管理し人権を守ることは、自治体が責任をもつ「自治事務」です。しかも、対象は、保護者による保護や、学校による教育的配慮、自治体による福祉の享受を受けるべき未成年者や就学中の若者であり、自分の情報の自己決定権を最大限に尊重されるべき市民です。

以上のとおり、札幌市は、令和7年度からの名簿提供は止めるべきです。

2 18歳未満の未成年者の名簿を提供することについて

名簿提供の時点、除外申請受付の時点で、多くの対象者は未成年であり、札幌市が「18歳」と一括りに扱うのは間違っています。

職業選択や就職先の選択は、未成年者本人の自己決定権に係わる問題であるとともに、保護者には監護教育の責任があります。従って、自衛隊の求人活動は、未成年者本人と保護者の両者に対して正確な情報が行き届き、両者の意思表示（本人の意思決定、保護者の同意）を得て行われなければなりません。

しかし、札幌市は、自衛隊に名簿を提供することと除外申請制度があることを、ホームページと広報誌で周知しているだけです。これでは、保護者に対しても未成年者に対しても周知されていないに等しく、除外申請制度も実質を伴わないアリバイ的なものと言わざるをえません。

札幌市は、他自治体に先駆けて、子どもの権利条例を定め、第9条(4)で子どもらしく生きる権利として「プライバシーが守られること」、第11条で参加する権利として「行政等のあらゆる場で自分の意見を表明すること」「適切な情報提供などの支援を受けること」を保障しています。現在の名簿提供のやり方は、これに反していると言えます。

以上より、全ての未成年の子に十分な情報の提供とそれに基づく権利行使ができていない現状では、名簿を提供してはなりません。

3 高校卒業予定者に対する求人ルール違反について

高校卒業予定者に対する自衛隊の求人活動については、昭和57年4月8日付け「文部省職業教育課長・労働省業務指導課長の防衛庁人事第2課長への口頭申し入れ（要旨）」及び、「防衛庁人事教育局人事第2課長から文部省職業教育課長・労働省業務指導課長への口頭回答（要旨）」という通達があり（参考資料）、同通知4頁には「家庭訪問の禁止 求人者又はその委託を受けた者が直接家庭訪問し、新規学校卒業者を対象とする求人活動を行うことは、これを禁止するものとする」と明記しています。つまり、高校卒業予定者に対する求人活動は、保護者や学校を通じて行ない、家庭訪問をするなど生徒に対して直接行なってはならないことになっています。

ところが、自衛隊が家庭訪問を行なっているという報道があります。また、私たちは、名簿は募集葉書の宛名に使われるとイメージしていましたが、市民団体が自衛隊協力本部に質したところ、ダイレクトメールに使っていない、ポスティングしているという回答でした。

そうしますと、自衛隊は、戸別訪問して本人にリクルートすることも、自衛隊法第97条1項・同施行令120条の「募集に関する事務」の範囲と考えていると思われます。そうであれば、教育委員会とともに自衛隊の募集活動の実態を確認し、上記通達が遵守されていないければ、名簿の提供をしてはなりません。

4 22歳の市民について－提供名簿の利用への疑問

22歳の市民に自衛隊から募集葉書等が届いたということを聞きません。22歳は、大学や専門学校への就学だけでなく、企業や公務員として就労している人も少なくありません。職業安定法に基づく求人ルールでは、企業が他の企業に就労している人に募集葉書を出すなどの求人活動をする（巷間でいう「引き抜き」）は許されません。もし自衛隊が行えば、「求人ルール破り」「官による民業圧迫」と社会問題になるでしょう。

学生は、個人4情報の住所と現住所が一致しない人が少なくありません。障害者など様々な事情で就労できない人も少なくありません。

このように考えますと、提供される個人4情報は住所と名前と性別ですから、上記の選別はできないはずです。そうすると、22歳の個人4情報はほとんど使われて

いないか、他の情報とマッチングさせて使われているのではないかと考えざるをえません。このようなことでは、同年齢者の個人情報丸ごと提供する必要も合理性もなく、名簿の提供はすべきではありません。

5 「自衛官及び自衛官候補生」の募集であることについて

前述した自衛隊法97条第1項、同施行令第120条は、「自衛官及び自衛官候補生」の募集に限定されています。従って、「自衛官及び自衛官候補生」ではない、防衛事務官、防衛技官防衛大学校生、防衛医科大学校生、陸上自衛隊高等工科学校生らの募集活動に利用することは目的外利用となります。

他県の地方協力本部の募集葉書やチラシで、防衛大学校生、防衛医科大学校生、陸上自衛隊高等工科学校生の募集にも使われていることが報道されています。もし札幌地方協力本部も同様ならば、名簿の提供をしてはなりません。

参 考 資 料

高等学校新規卒業予定者に対する募集広報について（通達）